新・松本市立博物館（基幹博物館）に関するサウンディング型市場調査実施要領

令和３年７月２６日

松本市立博物館

１　調査の目的

　　松本市立博物館は、昭和４３年の現在地での開館以来、築５０年以上が経過する中で、建物の老朽化、狭隘化が顕著となり施設全体の改修の必要性を検討してきました。しかし、現博物館は史跡松本城内である二の丸に位置し、現在地での建替えが不可能であるため、新たに三の丸地区へ移転新築することにしました。

　　移転新築により建物に関する諸課題は解決される一方で、管理運営に関しては様々な懸念が生じることが予想されます。松本城隣接という好立地から離れることによる来館者の減少予想、昨今の新型コロナウイルス感染拡大によるインバウンド需要の低下、施設規模の拡大による維持管理費用の増加などがその一例として挙げられます。こうした懸念を踏まえ新・松本市立博物館では、来館者の増加策や市民サービスの向上、経費節減、ＶＦＭ（バリュー・フォー・マネー）の考え方を基本とした安定的な管理運営を行うため、指定管理者制度導入のほか、さまざまな視点から官民連携の可能性について検討しています。

　　そこで、事業提案や参入意向、博物館の課題整理に対する改善意見などを伺い、官民連携の可能性を調査するとともに、今後の施設整備及び博物館諸活動の展開にも活かしていくことを目的に、民間事業者の皆さまとの対話を通じてアイデアや意見等を調査するサウンディング型市場調査（以下、「サウンディング」という。）を実施します。

　　新・松本市立博物館が掲げる「ひとづくり」、「まちづくり」の目的達成に向け、民間事業者の皆さまのご協力をお願いします。

２　サウンディング型市場調査とは

　　事業の検討にあたって、民間事業者から広く意見、提案を求め、「対話」を通じて市場性の有無やアイデア等を把握するために実施する調査です。

３　調査対象施設の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設名 | 新・松本市立博物館 | |
| 建設場所 | 長野県松本市大手３丁目  （地番表記：同3丁目64番1号　他24筆） | |
| 地域地区 | 商業地域　建ぺい率９０％　容積率４００％ | |
| 敷地面積 | ４，１１５㎡ | |
| 建築面積 | ２，９７３㎡ | |
| 延床面積 | ７，７７５㎡  　１階　２，７６９㎡  　２階　２，６３２㎡  　３階　２，３７４㎡ | |
| 階層 | 地上３階建 | |
| 建物高さ | １７．８５ｍ | |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）  耐震・耐火構造 | |
| 受変電方式 | 地中埋設方式１回線　６．６ＫＶ | |
| 展示室及び  各諸室 | ３階　常設展示室　９０２㎡  ２階　特別展示室　６１６㎡  　　図書・情報室　１０２㎡  １階　子ども向け展示室　１０１㎡  　　講堂　１５９㎡/１４０名収容  　　　交流学習室　１１１㎡  　　　ミュージアムショップ　６９㎡  　　　ドリンクコーナー  　　　貸会議室 | |
| 各種設備 | 空調設備 | 地中熱利用ヒートポンプ冷温水同時取出型  収蔵庫／単一ダクト定風量方式  展示室／床吹出方式 |
| 消火設備 | 収蔵庫・展示室／ハロン１３０１消火設備  その他／屋内消火栓・消火器 |
| 非常用発電機 | 防音パッケージ内蔵ディーゼル発電機 |
| 昇降機設備 | 乗　用／１，６００ｋｇ（２４人用）１基  荷物用／３，５００ｋｇ　１基 |
| 駐車場 | ハートフル駐車場２台 |
| 駐輪場 | １１０台 |
| 仕様 | バリアフリー法・省エネ法適合施設  避難安全検証法大臣認定施設  「公開承認施設」対応 | |

４　調査の参加資格

　　サウンディングに参加できる民間事業者は、対象施設の管理運営業務に参画を検討している法人又は団体若しくはそれらにより構成されるグループとします。

　　なお、次のいずれかに該当する場合は、サウンディングの対象者として認めません。

⑴　政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条第１項に規定する政治団体又はこれに類する団体

⑵　宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第２条に規定する宗教団体又はこれに類する団体

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と密接な関係を有する松本市暴力団排除条例（平成24年3月1日条例第3号）第６条第１項に規定する暴力団関係者

⑷　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（ 平成 11 年法律第 147 号）第８条第２項第１号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

５　調査の内容

　　以下の項目のすべて又はいずれかについて、ご意見をお聞かせください。

　⑴　対象施設の指定管理者制度導入における市場性の有無及びその理由

　⑵　対象施設の指定管理者制度導入以外の民間事業者参画方式の市場性の有無及びその理由

　⑶　指定管理料の設定（委託方式、利用料金方式、併用方式）に関する考え方

　⑷　指定管理者制度導入におけるインセンティブ付与に関する考え方

　⑸　指定管理者制度導入における指定管理期間及び履行体制の考え方

　⑹　対象施設における管理運営部門と学芸部門の運営スキーム（体系）に関する考え方

　⑺　指定管理者制度導入における市内事業者、各種団体等の参画及び地域経済への貢献についての考え方

　⑻　対象施設を活かした自主事業、市民参画及び地域活性化の取組などの提案

　⑼　協定締結までのスケジュールと開館準備の期間、業務内容及びその費用に関する考え方

　⑽　対象施設の開館時間及び休館日に関する考え方

　⑾　講堂、貸会議室、ミュージアムショップ及びドリンクコーナー等の諸室・コーナーの運営に関する考え方

　⑿　上記想定下における運営費及び収入についての提案

　⒀　感染拡大防止対策のあり方やキャッシュレス決済の導入など「新しい生活様式」「ウィズコロナ（withコロナ）」に対応した博物館の管理運営上の提案

　⒁　受託事業者公募時に配慮が必要な事項やその他の要望

　⒂　業務履行に当たり工夫又は苦慮している点（実績等があれば）

６　サウンディングのスケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 実施要領の公表 | 令和３年７月２６日（月） |
| 守秘義務対象資料提供のための守秘義務に係る誓約書提出期間 | 公表日～令和３年８月１１日（水） |
| 事前質問の受付期間 | 公表日～令和３年８月４日（水） |
| 事前質問の回答（市公式ホームページで公表） | 令和３年８月９日（月）頃 |
| サウンディングの参加申込期間 | 公表日～令和３年８月１１日（水） |
| サウンディングの実施日時及び会場の連絡 | 令和３年８月１７日（火）以降 |
| 提案書の提出期間 | 令和３年８月１７日（火）～８月２４日（火） |
| サウンディングの実施 | 令和３年８月３０日（月）～９月３日（金） |
| サウンディングの実施結果概要の公表 | 令和３年９月下旬以降 |

７　サウンディングの進め方

⑴　守秘義務対象資料の提供

　　９⑵参考資料に掲げるもののうち、【守秘義務対象資料】と明記された資料の提供は、事前に守秘義務に係る誓約書を提出した民間事業者にのみ行います。

　　守秘義務対象資料の提供を希望される方は、別紙【様式１】「新・松本市立博物館に関するサウンディング型市場調査守秘義務に係る誓約書」に必要事項を記入の上、期日までに様式記載の申込先へ郵送又は直接持参にてお申込みください（押印原本の確認のため）。宛名には【サウンディング型市場調査守秘義務に係る誓約書在中】と明記してください。

　　守秘義務対象資料の提供が必要でない場合は、守秘義務に係る誓約書の提出は不要です。また、守秘義務対象資料の確認は、サウンディングへの参加の必須条件ではありません。

　　ア　受付期間

　　　　公表日から８月１１日（水）まで

　　イ　守秘義務対象資料の配布

　　　　守秘義務に関する誓約書を確認した者に、守秘義務対象資料をＣＤにて配布します。

⑵　質問の受付と回答

　　　サウンディング全般について質問がある場合は、別紙【様式２】「新・松本市立博物館に関するサウンディング型市場調査事前質問書」に必要事項を記入し、期日までに様式記載の送付先へ電子メールにてご提出ください。件名には、【事前質疑書】と記入してください。

　　ア　受付期間

　　　　公表日から８月４日（水）まで

　　イ　回答の方法

　　　　受け付けた質問及び回答を市ホームページで公表します。

　　ウ　公表時期

　　　　令和３年８月９日（月）頃

　　エ　その他

　　　(ｱ)　回答は個別には行いません。

　　　(ｲ)　質問を行った民間事業者の名称は公表しません。

　⑶　サウンディングの参加申込

　　　サウンディングの参加を希望する場合は、別紙【様式３】「新・松本市立博物館に関するサウンディング型市場調査参加申込書」に必要事項を記入し、期日までに様式記載の申込先へ電子メールにてお申込みください。件名には、【サウンディング参加申込】と記入してください。

　　　なお、調整の結果、希望日時に沿えない場合がありますので、あらかじめご承知ください。

　　ア　受付期間

　　　　公表日から８月１１日（水）まで

　　イ　日時及び会場の連絡

　　　　参加申込書の内容をもとに、日時及び会場を参加者に電子メールにて個別に連絡します。

　⑷　提案書の事前送付

　　　サウンディング参加者は、別紙【様式４】「新・松本市立博物館に関するサウンディング型市場調査提案書」に必要事項を記入し、期日までに様式記載の送付先へ電子メールにてご提出ください。件名には、【サウンディング提案書】と記入してください。

　　ア　受付期間

　　　　令和３年８月１７日（火）から８月２４日（火）まで

　　イ　提案に係る補足資料について

　　　　図面等、提案に係る補足資料がある場合は、提案書とともに電子メールにＰＤＦ形式のデータを添付してください。

　　　　なお、電子メールの１件当たりの容量に限りがあります（５ＭＢ程度）。それ以上の容量になる場合は、事前に担当者までご連絡ください。

　⑸　サウンディングの実施

　　ア　実施期間

　　　　令和３年８月３０日（月）から９月３日（金）までの期間

　　イ　会場

　　　　松本市立博物館２階講堂（松本城公園内）

　　ウ　所要時間

　　　　各参加者につき１時間程度

　　エ　その他

　　　(ｱ)　サウンディングは参加者のアイデア及びノウハウ保護のため、個別に実施します。

　　　(ｲ)　サウンディングの実施に際し、資料を用意する場合は５部ご持参ください。

　　　(ｳ)　サウンディングの実施は、対面による対話を基本としますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、オンライン会議システムを活用する場合がありますので、あらかじめご承知ください。

　⑹　サウンディング結果の公表

　　ア　サウンディングの実施結果については、概要を市ホームページで公表します。

　　イ　公表にあたっては、事前に参加者に内容の確認を行います。

　　ウ　参加者の名称及びノウハウ等に係る内容は公表しません。ただし、「松本市情報公開条例」その他の関連法令の規定に基づき、公開の対象となる場合があります。

８　留意事項

　⑴　参加者の取扱い

　　ア　サウンディングの参加実績は、今後の受託事業者公募時に係る評価対象とはなりません。

　　イ　サウンディングでの双方の発言は、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束をするものではないことをご理解ください。

　⑵　費用負担

　　　サウンディングへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とします。

　⑶　追加対話への協力

　　　サウンディングの終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施することがあります。その際にはご協力いただきますようお願いします。

　⑷　提出資料の取扱い

　　　提出資料等の著作権はそれぞれの参加者に帰属しますが、返却しません。また、市は、今後の事業実施に向けた検討以外で提出資料等を使用することはありません。

　⑸　その他

　　ア　提供情報の公平性の観点から、原則として別紙【様式２】質問書以外のお問合せについては、対応しかねます。

　　イ　新・松本市立博物館の施設概要や管理運営に関する内容は現時点でのものであり、今後変更・修正されることがあります。

９　様式及び参考資料

　　各申込に必要な資料は、市ホームページの「新・松本市立博物館（基幹博物館）に関するサウンディング型市場調査の実施について」のページに掲載しています。

（http://○○)

　⑴　様式

　　　【様式１】新・松本市立博物館に関するサウンディング型市場調査守秘義務に関する誓約書

　　　【様式２】新・松本市立博物館に関するサウンディング型市場調査事前質問書

　　　【様式３】新・松本市立博物館に関するサウンディング型市場調査参加申込書

　　　【様式４】新・松本市立博物館に関するサウンディング型市場調査提案書

　⑵　参考資料

　　　松本市まるごと博物館構想

　　　松本市基幹博物館基本計画

　　　松本市基幹博物館施設構想

　　　松本市基幹博物館建設計画

　　　松本市基幹博物館整備事業リーフレット

　　　松本市立博物館に関する基本情報

　　　（『令和２年度市政概要』及び『令和２年度教育要覧』より、現施設の活動等に関するもの）

　　　松本市基幹博物館新築主体工事　設計図　**【守秘義務対象資料】**

　　　松本市基幹博物館新築機械設備工事　設計図　**【守秘義務対象資料】**

　　　松本市基幹博物館新築電気設備工事　設計図　**【守秘義務対象資料】**

　　　松本市基幹博物館展示製作業務　設計図　**【守秘義務対象資料】**

　　　新・松本市立博物館運営方針検討案骨子　**【守秘義務対象資料】**

10　参加申込先・問い合わせ先

　　松本市立博物館　基幹博物館建設担当（担当：三木、一ノ瀬）

　　　〒390-0873　松本市丸の内４番１号（松本城公園内）

　　　ＴＥＬ：0263-32-0133

　　　ＦＡＸ：0263-32-8974

　　　電子メール：mcmuse@city.matsumoto.lg.jp